

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市溝辺公民館
- 2 指定管理者 霧島市溝辺町麓513番地1
きりしまPPP株式会社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 溝辺公民館の概要

- | | |
|----------|--|
| ① 施設名 | 溝辺公民館 |
| ② 位置 | 霧島市溝辺町麓3391番地 |
| ③ 建築年度 | 平成5年度 |
| ④ 構造・面積 | 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）地上3階建 延床面積 7,174㎡ |
| ⑤ 設置目的 | 市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため設置 |
| ⑥ 年間利用者数 | 27,711人（平成28年度実績） |
| ⑦ 年間利用料金 | 1,782,380円（平成28年度実績） |

2 指定管理者の概要

- | | |
|-----------------|---|
| ① 団体の名称、代表者及び所在 | |
| 名 称 | きりしまP P P株式会社 |
| 代 表 者 | 代表取締役 山口 克典 |
| 所 在 | 霧島市溝辺町麓513番地1 |
| ② 組織 | |
| 設立年月日 | 平成17年9月14日 |
| 資 本 金 | 1,000万円 |
| 従 業 員 数 | 50人 |
| 主な事業内容 | <ul style="list-style-type: none">・一般土木建築工事業・道路舗装工事業・造園及び緑化事業の請負、設計、施工並びに管理・スポーツ施設、保養所、研修所、レストラン、ホテル、旅館等宿泊施設及び売店の経営・警備、保安業務の請負・ビル、マンション及び住宅のメンテナンス並びにリフォーム工事請負・旅行の斡旋及び旅行業法に基づく旅行業者代理業・飲食店、喫茶店、駐車場及びカルチャーセンターの経営・スポーツ用品、衣料品及び玩具の販売・不動産の売買、仲介、管理及び賃貸・遊技場、遊園地等の娯楽施設の経営 |

- ・健康・美容機器、マッサージ器具、化粧品、健康食品、食料品、清涼飲料水の販売及び輸出入
- ・イベントの企画、構成及び運営並びに芸能及びスポーツに関する興行
- ・出版及び広告宣伝業
- ・前各号に附帯する一切の業務

③ 平成28年度事業実績

受託施設数 霧島市溝辺体育館外25施設

3 指定管理の方法等

① 指定管理の方法 直接指定

② 直接指定をする理由

上床運動公園の体育施設及びコミュニティ施設は、平成18年9月から指定管理者による管理運営を行っており、これと同一の指定管理者に、同公園内の溝辺公民館（みそめ館）を含めた形で一体的に管理運営させることにより、同公園施設の機能を最大限に活かし、かつ、効果的・効率的な管理運営にも資することができるものである。

このような中、同公園に係る指定管理期間が平成31年度をもって満了することから、溝辺公民館（みそめ館）に係る指定管理期間についても同年度までとし、この間の管理運営に関し、一定の技術や実績、知見等を有している同公園の現指定管理者を直接指定しようとするものである。